

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第56号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後						
<p>様式第125号の4（第68条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="145 573 767 1050"><tr><td data-bbox="145 573 767 618">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="145 618 767 1050">備考1 この申請書を提出する際には、次の書類を添付してください。 (1) [略] (2) <u>財団法人日本自動車査定協会（昭和41年6月1日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人をいう。）</u>が発行する中古商品自動車証明書 (3) [略]</td></tr><tr><td data-bbox="145 1050 767 1099">[略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]	備考1 この申請書を提出する際には、次の書類を添付してください。 (1) [略] (2) <u>財団法人日本自動車査定協会（昭和41年6月1日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人をいう。）</u> が発行する中古商品自動車証明書 (3) [略]	[略]	<p>様式第125号の4（第68条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="831 573 1453 1050"><tr><td data-bbox="831 573 1453 618">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="831 618 1453 1050">備考1 この申請書を提出する際には、次の書類を添付してください。 (1) [略] (2) <u>一般財団法人日本自動車査定協会</u>が発行する中古商品自動車証明書 (3) [略]</td></tr><tr><td data-bbox="831 1050 1453 1099">[略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]	備考1 この申請書を提出する際には、次の書類を添付してください。 (1) [略] (2) <u>一般財団法人日本自動車査定協会</u> が発行する中古商品自動車証明書 (3) [略]	[略]
[略]							
備考1 この申請書を提出する際には、次の書類を添付してください。 (1) [略] (2) <u>財団法人日本自動車査定協会（昭和41年6月1日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人をいう。）</u> が発行する中古商品自動車証明書 (3) [略]							
[略]							
[略]							
備考1 この申請書を提出する際には、次の書類を添付してください。 (1) [略] (2) <u>一般財団法人日本自動車査定協会</u> が発行する中古商品自動車証明書 (3) [略]							
[略]							
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の岩手県県税条例施行規則様式第125号の4は、この規則の施行の日以後に提出する中古商品自動車に係る自動車税の減額申請書について適用し、同日前に提出した中古商品自動車に係る自動車税の減額申請書については、なお従前の例による。
- この規則による改正前の岩手県県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。